定　　款

株式会社ツクルバ

TSUKURUBA Inc.

2016年10月 1日 変更
2017年７月24日 変更
2017年10月23日 変更
2017年11月30日 変更
2018年４月25日 変更
2018年６月21日 変更
2018年11月１日 変更
2019年４月12日 変更
2019年５月 8日 変更
2020年10月29日 変更
2022年10月27日 変更
2023年３月２日 変更
2023年10月27日 変更
2024年１月１日 変更

定　　款

第１章　総則

（商号）

第1条　当会社は、株式会社ツクルバと称し、英文では、TSUKURUBA Inc.と表示する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステムの企画、設計、開発、運営及び販売
2. インターネット、携帯情報端末等のコンテンツの企画、制作及び運営
3. インターネット、携帯情報端末等の通信システムを利用した各種情報提供サービス
4. インターネット、携帯情報端末等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、販売及び保守
5. 広告代理業
6. グラフィックデザイン、コンピュータグラフィックの企画、立案及び制作
7. 宅地建物取引業
8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
9. 不動産鑑定業及び不動産に関するコンサルティング業務
10. 会員制共有事務所の企画及び運営
11. 各種店舗、建築物及び室内空間のデザイン、企画、制作、設計、施工及びコンサルティング業務
12. 地域開発、都市開発、観光開発及びリゾート開発の企画、調査、設計、及び実施並びにこれらに関するコンサルティング業務
13. 各種イベント、セミナー、研修等の企画、立案及び運営
14. 寝具、貴金属、宝石、家具、美術工芸品、室内装飾品、日用雑貨品、事務用品、情報通信機器、コンピューターのソフトウェア・ハードウェア・その周辺機器の販売及び輸出入
15. 古物売買業
16. 飲食店の経営、企画及びコンサルティング業務
17. 有価証券の運用、投資、売買及び保存
18. 投資運用業及び投資助言・代理業
19. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
20. 各種マーケティング業務
21. 経営コンサルティング業務
22. 建築物の設計・工事監理
23. 上記各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

1.　取締役会

2.　監査等委員会

3.　会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章　株式

（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数））

第6条　当会社の発行可能株式総数は、35,186,800株とする。

２　当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式　35,186,100株

A種種類株式　700株

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第２章の２　A 種種類株式

（剰余金の配当）

第 11 条の２　（A 種優先配当金）

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。）に対し、第 11 条の 10 第１項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、第２項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりに支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

２　（A 種優先配当金の金額）

(a) A 種優先配当金の額は、1,000,000 円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率 1.0％を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が 2023 年 7 月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対して剰余金の配当（第４項に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、本項(b)に従って A 種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b)　本項(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がＡ種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う A 種優先配当金の額は、本項(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのＡ種種類株式（当会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのＡ種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

３　（非参加条項）

当会社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（第４項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金

の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4　（累積条項）

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本項に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第２項(b)に従って A 種優先配当金の額を計算した場合においても、第２項(a)に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第２項(a)に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第２項(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利 1.0％で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。A 種種類株式 1 株当たりにつき本項に従い累積した金額（以下「A 種累積未払配当金相当額」という。）については、第 11 条の 10 第１項に定める支払順位に従い、A 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる A 種累積未払配当金相当額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（残余財産の分配）

第 11 条の３　（残余財産の分配）

当会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、第 11 条の 10 第２項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び第３項に定める A 種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2　（非参加条項）

A 種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

3　（日割未払優先配当金額）

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第２項(a)に従い計算される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

（議決権）

第 11 条の４

A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

２　当会社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（金銭を対価とする取得請求権）

第 11 条の５　（金銭対価取得請求権）

A 種種類株主は、以下に掲げる事由が発生した場合、当該各事由に定める日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）を取得請求日（括弧内は必要な事前通知の日数とする。）として、当会社に対して、金銭を対価としてその有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、取得請求日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、A 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数の A 種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき A 種種類株式は各 A 種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(a) 2027 年 8 月 1 日が到来した場合

A 種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（2 週間）

(b) 当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）（以下「組織再編行為」という。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合

当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日（2 週間）

(c) 当会社の普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合

A 種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（10 営業日）

なお、「上場廃止事由等」とは、以下の事由をいう。

当会社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当会社が A 種種類株式の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(d) 特定株主グループ（当会社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合（以下「支配権変動事由」という。）

A 種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（30 日以上 60 日以内）

(e) 当会社が事業の全部又は重要な一部を休止若しくは廃止し又は譲渡若しくは会社分割することを決定した場合

A 種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（0 日）

２　(A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)

前項(a)、(c)又は(e)の場合、A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、金銭対価取得請求日における(i)A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)A 種累積未払配当金相当額及び(iii)A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額（以下本項において「原則取得価額」という。）をいう。前項(b)又は(d)の場合、A 種種類株式の取得価額は、参照パリティ（以下に定義する。）が 100%を超えるときは、原則取得価額に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが 100%以下となるときは、原則取得価額とする。なお、本条の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 11 条の３第１項及び同条第３項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「参照パリティ」とは、前項(b)の組織再編行為の場合は以下に定めるところにより決定された値とし、前項(d)の支配権変動事由の場合はこれに準じて算定するものとする。

(i)当該組織再編行為に関して当会社の普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合当該普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な第 11 条の６第３項及び同条第４項で定める取得価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii)(i)以外の場合

会社法に基づき当会社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当会社の普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）に始まる 5 連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 11 条の６第４項に記載の取得価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当会社の普通株式の普通取引の終値の平均値は、第 11 条の６第４項に記載の取得価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

３　(金銭対価取得請求の効力発生)

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社の定める金銭対価取得

請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第 11 条の６（普通株式対価取得請求権）

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、第２項に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

２　(A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)A 種累積未払配当金相当額及び(iii)A 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額を、第３項及び第４項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 11 条の３第１項及び同条第３項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する。普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

３　（当初取得価額）　取得価額は、当初 1,200 円とする。

４　(取得価額の調整)

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①　普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 本項(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当会社が保有する普通株式数」、「当会社が保有する普通株式数」は「処分前において当会社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式数}) + \text{新たに発行する普通株式数}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当会社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数をいう。

④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本項(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において

「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本項(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

(b) 本項(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社は A 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の

取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③　その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)　取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d)　取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e)　取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f)　本条に定める取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

5　（普通株式対価取得請求の効力発生）

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

6　（普通株式の交付方法）

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種種類株主に対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

（金銭を対価とする取得条項）

第 11 条の 7（金銭対価取得条項）

当会社は、以下に掲げる事由が発生した場合、当該各事由に定める日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）を取得日（括弧内は必要な事前通知の日数とする。）として、金銭を対価として A 種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができる（但し、本項（b）の場合には取得するものとする。以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価償還の効力発生日に、A 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、A 種種類株式の一部を取得する場合において、A 種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。

(a) 東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値が、30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当該各取引日に適用のある第 11 条の６第３項及び同条第４項に定める取得価額の 130%以上であった場合当会社が定める行使日（当該行使日から 60 日前以降 30 日以上前。但し、当該事前通知は当該 30 連続取引日の末日から 30 日以内に行わなければならない。）

(b) 当会社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当会社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当会社の株主総会の決議がなされた場合、当会社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当会社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当会社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当会社の普通株式の併合を承認する旨の当会社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）当該スクイーズアウト事由の効力発生日の前日（当該スクイーズアウト事由発生日から 14 日以内）

２　（A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額）

前項(a)の場合、当会社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に、(ii)①A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、②A 種累積未払配当金相当額及び③A 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。前項(b)の場合、当会社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、第 11 条の５第２項第二文に記載の場合に準ずる方式によって算出される金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 11 条の３第１項及び同条第３項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（譲渡制限）

第 11 条の８　A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第 11 条の９　当会社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

２　当会社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

３　当会社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

（優先順位）

第 11 条の 10　A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額、及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余

金の配当が第3順位とする。

２　A 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

３　当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章　株主総会

（株主総会の招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

２　当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

（株主総会の招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

２　取締役 CEO に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会の決議方法）

第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第17条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、

これを議事録に記載又は記録する。

（電子提供措置等）

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。

（種類株主総会）

第 18 条の２　第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

２　第 12 条及び第 14 条から第 18 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

３　第 15 条第２項の規定は、会社法第 324 条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第 4 章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

２　当会社の監査等員である取締役は５名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

２　法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。

３　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

４　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

５　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第25条　取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第26条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 16 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第28条　当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令が規定する額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。以下この条において「非業務執行取締役」という。）の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する旨の契約を非業務執行取締役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　監査等委員会

（常勤の監査等委員会）

第31条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集通知）

第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第33条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第34条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規則）

第35条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第36条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第37条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章　計算

（事業年度）

第39条　当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第40条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当基準日）

第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

３　前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第42条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の配当金には、利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条　第12期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

２　第 12 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

以上